

「東海学院大学短期大学部紀要」及び「東海学院大学紀要」投稿の手引き

1. 投稿資格

- (1) 「東海学院大学短期大学部紀要」は東海学院大学短期大学部、「東海学院大学紀要」は東海学院大学に所属する教員（非常勤講師除く、以下同様）、助手、大学院生及び卒業生が投稿できる。大学院生及び卒業生の場合には教員が共同執筆者となる。
- (2) 共同研究の場合には共同研究者名を付すことができる。ただし、必ず共同研究者の所属先・身分等を記さなくてはならない。学術研究報告編集委員会（以下「委員会」という。）委員長が共同研究者に関して本学紀要の評価に重大な問題があると判断した場合には、委員会に諮り掲載の可否について審議することができる。
- (3) 所属教員又は助手が代表者として事前に委員会に「特集」の掲載を申し出て承認が得られた場合、及び委員会が自ら「特集」あるいは「総説」の掲載を設定した場合、所属以外の者に投稿を依頼することができる。

2. 募集する原稿

- (1) 募集する原稿は以下のとおりとする。
 - ①「特集」：特定の主題に基づく複数の依頼論文（全体を鳥瞰する論文、3報以上の個別分担論文）から構成されるもの。所属教員又は助手からの提案を委員会が承認した場合、委員会から依頼され執筆される。
 - ②「総説」：ある研究領域の文献展望や概説であり研究の方向性を明示するもの。委員会から依頼され執筆される。
 - ③「原著論文」：オリジナルな研究知見や枠組み・視点を提示することによって既存研究に対し一定の貢献をすると認められるもの。なお、本学の研究助成「研究プロジェクト」を受けた者による研究成果の公表として、各構成メンバーが筆頭執筆者となり投稿するものも含む。
 - ④「総合論文」：本学の研究助成「研究プロジェクト」を受けた者による研究成果の公表として、研究代表者が投稿する研究課題全体を総括したもの。
 - ⑤「展望論文」：特定の主題についての文献展望や概説など。
 - ⑥「実践論文」：オリジナルな貢献よりも実践的成果などに考察を加えて報告するもの。
 - ⑦「症例報告」：症例報告は、今までに報告されていない珍しい臨床例や剖検例、新しく開発した診断法や治療法を使用した症例の経過などに考察を加えて報告するもの。

⑧「研究ノート」：オリジナルな貢献よりも、研究枠組みの試論・批評や資料的価値をもつデータの分析を中心としたもの。

⑨「書評」：既刊単行本(和書・洋書)の内容に対する批評。

(2) 書評以外の原稿には和文の要約と英文タイトルを付記すること。英文アブストラクトは執筆者の任意でつけることができる。

(3) 各原稿の頁数

原則として仕上がり頁数は下表の通りとする。

特集	随意
総説	15 頁以内
原著論文	15 頁以内
総合論文	15 頁以内
展望論文	15 頁以内
実践論文	15 頁以内
症例報告	15 頁以内
研究ノート	15 頁以内
書評	15 頁以内

注. 図表や写真も頁数に含む。

3. 書式

- (1) 原則として所定の様式で準備された Word ファイルで作成し、提出すること。「見出し」の付け方は原稿全体で一貫性を保つようにし、文献の引用等も指定の形式に一致させること。
- (2) 独自に作成した図表・イラスト等を掲載する場合には電子データを提出すること。
- (3) 文字体の指定、図表等の指示がある場合は必ず付記しておくこと。

4. 原稿の提出

- (1) 締切日：委員会が設定した締め切り日までに、原稿2部（うち1部は複写）及び原稿ファイルが保存された USB 等の記録媒体を提出すること。
- (2) 添付書類：「原稿添付書」を原稿に添えて提出すること。
- (3) 提出先：図書館課

5. 提出原稿の査読

「原著論文」、「展望論文」、「症例報告」として提出された原稿は、委員会で委託した所属教員によって査読を受ける。投稿者は、その査読結果に基づき原稿に適宜修正

を加える。査読結果によっては、委員会の議を経て、掲載を見合わせることもある。上記以外の原稿についても委員会は掲載の可否について審議できる。掲載の決定は、投稿者に速やかに連絡する。

6. 校正

掲載決定した論文等の原稿については、校正作業を各投稿者が行うこと。その際、校正の指定期日を設けるので、遅れないように注意すること（刊行の遅れとなるため）。大幅に遅れた場合には掲載できないことがある。

7. 発行回数及び期日

紀要は毎年度1回発行し、発行は当該年度内とする。

8. その他

抜き刷りを必要とする場合は、その費用は著者負担とする。

付 則 1

この規程は、平成元年9月1日より施行する。

附 則

- 1 平成4年11月18日 一部改正

付 則 2

平成6年4月1日一部改正

附 則

- 1 平成15年4月1日 一部改正

附 則

- 1 平成17年9月21日 一部改正

附 則

- 1 平成19年4月1日 一部改正

付 則 3

平成20年4月1日一部改正

附 則

- 1 平成20年7月1日 一部改正

附 則

- 1 平成27年2月1日より施行する。
- 2 「紀要論文の作成に当たってのお願い」については、この手引きの整備に伴い、廃止する。

附 則

- 1 平成28年4月1日より施行する

附 則

1 平成 29 年 7 月 19 日 一部改正